

令和6年第4回嬉野市議会定例会会議録						
招 集 年 月 日	令和6年12月3日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和6年12月10日 午前10時00分			議 長 辻 浩 一	
	散会	令和6年12月10日 午後3時08分			議 長 辻 浩 一	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1 番	水 山 洋 輔	出	9 番	宮 崎 良 平	出
	2 番	大 串 友 則	出	10番	川 内 聖 二	出
	3 番	古 川 英 子	出	11番	増 田 朝 子	出
	4 番	阿 部 愛 子	出	12番	森 田 明 彦	出
	5 番	山 口 卓 也	出	13番	芦 塚 典 子	出
	6 番	諸 上 栄 大	出	14番	田 中 政 司	出
	7 番	諸 井 義 人	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8 番	山 口 虎太郎	出	16番	辻 浩 一	出

地 方 自 治 法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市 長	村 上 大 祐	健康づくり課長	
	副 市 長	早 瀬 宏 範	統 括 保 健 師	
	教 育 長	杉 崎 士 郎	子育て未来課長	牧 瀬 玲 子
	行政経営部長	永 江 松 吾	福 祉 課 長	
	総合戦略推進部長	小野原 博	農業政策課長	植 松 英 樹
	市民福祉部長	小 池 和 彦	茶業振興課長	山 口 貴 行
	産業振興部長	井 上 章	観光商工課長	
	建 設 部 長	馬 場 敏 和	農林整備課長	松 尾 憲 造
	教 育 部 長	山 本 伸 也	建 設 課 長	小笠原 啓 介
	観光戦略統括監	中 野 幸 史	新幹線・まちづくり課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	太 田 長 寿	環境下水道課長	森 尚 広
	財 政 課 長	中 村 忠太郎	教育総務課長	森 永 智 子
	税 務 課 長	三 根 伸 二	学校教育課長	榮 岩 和 浩
	企画政策課長	松 本 龍 伸	会計管理者兼 会 計 課 長	
	広報・広聴課長	津 山 光 朗	監査委員事務局長	
	文化・スポーツ振興課長		農業委員会事務局長	大 曲 良 太
	SAGA2024 推 進 課 長		代表監査委員	
	市 民 課 長			
本 会 議 に 職 務 のため出席した 者 の 職 氏 名	議会事務局長	筒 井 八重美		

令和6年第4回嬉野市議会定例会議事日程

令和6年12月10日（火）

本会議第2日目

午前10時 開 議

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第15号 | 専決処分（第10号）の報告について |
| 日程第2 | 議案第84号 | 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第3 | 議案第85号 | 建設工事請負契約の締結について |
| 日程第4 | 発議第9号 | 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 発議第10号 | 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について |
| 日程第6 | 議案質疑 | |
| | 議案第66号 | 嬉野市下水道使用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| | 議案第67号 | 嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第68号 | 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第69号 | 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第70号 | 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第71号 | 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第72号 | 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第73号 | 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第74号 | 嬉野市出張所設置条例を廃止する条例について |
| | 議案第75号 | 指定管理者の指定について |
| | 議案第76号 | 指定管理者の指定について |
| | 議案第77号 | 指定管理者の指定について |
| | 議案第78号 | 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について |
| | 議案第79号 | 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第5号） |
| | 議案第80号 | 令和6年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |

- 議案第81号 令和6年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第82号 令和6年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理
事業費特別会計補正予算（第1号）
議案第83号 令和6年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第3号）
議案第84号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）
議案第85号 建設工事請負契約の締結について
発議第9号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について
発議第10号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について

午前10時 開議

○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日、市長から、報告第15号 専決処分第10号の報告についての報告1件、議案第84号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）及び議案第85号 建設工事請負契約の締結についての議案2件が追加議案として提出され、議会運営委員会が開催されました。

日程第1．報告第15号についてはお手元に配付をしておりますので、それをもって報告といたします。

日程第2．議案第84号及び日程第3．議案第85号について議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（村上大祐君）

皆さんおはようございます。本日、今定例会に追加上程をお願いいたしました議案につきまして御説明を申し上げます。提出案件は報告1件、補正予算1件、そして契約の締結1件の、合わせて3件でございます。

御説明をいたしますのは、まず、議案第84号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）でございます。歳入歳出にそれぞれ550万円を追加し、補正後の予算総額を225億8,706万7,000円とするものであります。

内容は、現在、木場地区で行っております「地すべり調査観測測量設計業務」について、災害査定時期が想定より遅れる見込みとなり、観測期間の追加が必要となったため、業務に係る所要額を計上しております。

なお、継続費の期間も変更が必要でございましたので、それに伴い財源についての補正も行っております。

次に、議案第85号 建設工事請負契約の締結についてでございます。

嬉野市新庁舎建設工事が、地方自治法第96条第1項第5号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当するため、建設工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

簡単ではございますけれども、以上で議案の概要説明を終わらせていただきます。詳細は担当部課長より説明をいたしますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議案第84号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）及び議案第85号 建設工事請負契約の締結についての議案2件につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第84号から議案第85号につきましては、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時3分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（辻 浩一君）

会議を再開いたします。

日程第4．発議第9号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について及び日程第5．発議第10号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則についてが追加議案として提出されました。

議会運営委員会が開催されました。発議第9号及び発議第10号についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。梶原睦也議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（梶原睦也君）

皆さんおはようございます。それでは、2本の発議を提出させていただきます。

発議第9号

嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和6年12月10日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一様

提出者 嬉野市議会議会運営委員会

委員長 梶原 睦也

理由 地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第19号）が施行されたことにより、
オンライン委員会の開催を可能とするため、嬉野市議会委員会条例の一部を改正する必要がある。

続きまして、

発議第10号

嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第６項及び嬉野市議会会議規則第13条第２項の規定により提出する。

令和６年12月10日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一様

提出者 嬉野市議会議会運営委員会

委員長 梶原 睦也

理由 地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第19号）が施行されたことにより、
地方議会に関連する手続きについて一括してオンライン化を可能とする規定を設けるため、嬉野市議会会議規則の一部を改正する必要がある。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第９号及び発議第10号につきましては、委員会付託を省略したい
と思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第９号及び発議第10号は委員会付託を省略することに
決定をいたしました。

日程第６．議案質疑を行います。

本定例会の議案質疑は通告制であります。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55
条の規定により、同一議題について３回を超えることはできません。

なお、議案第84号及び議案第85号、並びに発議第９号及び発議第10号については通告の時
間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。これも同様に、質疑は３回を超
えることはできません。御注意ください。

〔 発 言 取 消 し 〕

ちょっと、暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

先ほど発言しました部分については取消しを行います。

先ほど申出がありました議案第66号につきましては、追加議案の前に質疑を行うようにいたします。

したがいまして、議案第67号から議案第75号 指定管理者の指定について（嬉野市コミュニティーセンター）までの9件の議案について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第67号から議案第75号までの質疑を終わります。

次に、議案第76号 指定管理者の指定について（嬉野市うれしの茶交流館）の質疑を行います。

質疑の通告があります。議案第76号について発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

議案第76号 指定管理者の指定について（嬉野市うれしの茶交流館）指定管理についてお尋ねいたします。

こちらはプロポーザルがありまして指定管理者が決まったわけなんですけれども、こちらの募集の中で、指定管理の上限が4,200万円の設定がありましたけれども、この設定の根拠をお伺いいたします。

2つ目に、収支予算書の人件費について資料を頂きましたけれども、こちらの給与、賞与の算定根拠をお伺いいたします。

3点目、募集要項参考資料の中に、「報酬・茶園管理業務・景観維持管理業務については、指定管理へ移行せず市が直接行う」とありましたが、その理由をお伺いいたします。そして、その中の報酬というのは何でしょうか、それも併せてお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

まず、1点目の指定管理料の上限の設定の根拠でございますが、これにつきましては先日の産業建設常任委員会での資料請求により提出した資料のとおりですが、経費の見込額から収入見込額を差し引いた額に消費税額を加えた金額で算定をいたしております。

次に、2点目の人件費につきましては、館長を職員の副課長級、館長補佐を職員の主任級、また、スタッフを会計年度職員のフルタイム勤務で換算をして算出をいたしております。

なお、この人件費については、市のほかの指定管理施設と比較して同等に算定をしているところです。

それとまた、職員数につきましては、これまで派遣会社からのスタッフ不足により市職員が臨時で対応していたこともあり、適正に対応するため、必要な人数として館長1名、館長補佐1名、スタッフ6名が必要であると判断し、積算をしているところでございます。

それと、3つ目の分でございますが、まず、報酬につきましては、今年度が指定管理者選定委員の報酬、その選定委員会を開催したということで、その報酬でございますので、それは市が行うものでございますので、除外したものでございます。

次に、茶園管理業務、景観維持管理業務については、チャオシル裏の茶園の土壌改良や茶の木の改植、また、木の間伐などについて専門的な知識を伴うことから、市が直接行うものとし、指定施設の運営とは分けて考えているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

指定管理料の4,200万円の設定についての御説明がありましたけれども、これは、指定管理者制度運用ガイドラインに指定管理者制度の概要というところで示されておりますけれども、「住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とする」とありますが、実際、現在のコストに比べて高額になっておりますけれども、そのことについて、このガイドラインとの整合性が取れないと思いますけど、いかがでしょうか。

ということと、2つ目ですけれども、先ほど人件費について説明がありましたけれども、この給料2,253万円の積算をお伺いいたします。それと、賞与でありますけど744万4,000円、こちらは他の指定管理については賞与はなかったと思うんですけれども、こちらのほうは公平性に欠けるのではないかと思います、この資料を見てですね。そのことについての御答弁をお願いします。

それと3つ目ですけれども、全て指定管理にするのであれば、この茶園管理とか景観管理業務というのは、そちらも指定管理者にお願いすべきことだと思いますけれども、そちらの御答弁をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

まず、1点目でございますが、指定管理者制度の導入メリットにつきましては、民間のノウハウを生かした施設の運営の効率化によるコスト削減やサービスの向上等があるかと思えます。しかし、指定管理者制度導入により、必ずしも市の財政負担が削減されるとは考えておりません。指定管理制度導入によって、これまで以上の集客や顧客満足度の向上を求めるには、適正な人材確保が必要と考えております。単純に、市の財政負担削減というために委託料を減額していくと大きな割合を占める人件費が削減され、逆に運営効率が悪化して、本来の設置目的が満たされない施設となるおそれがあります。そのようなことを考えて、市では、設置の目的を果たせるように、委託料の算定を行ったところでございます。

それと、2番目の質問で、給料等の積算基礎ということでございますけれども、先ほど申しました、スタッフが館長、館長補佐、スタッフとおりますけれども、それぞれに館長につきましては職員給与条例の4級の48号の年額、また、館長補佐につきましては職員給与条例の3級28号のということで、それぞれの年額を算出計算しております。また、スタッフ6名につきましては会計年度任用職員の8号の年額で計算をいたしているところでございます。

それと、次の賞与のことについてでございますけど、こちらのほうについても、ほかの他の施設と同様に算定をいたしておりますので、今回この施設だけということではございません。

それと、最後に茶園管理等の維持管理でございますけれども、こちらのほうについては先ほど申し上げましたとおり、やはりチャオシルの施設の管理というところと別途、やっぱりお茶の管理というところは非常に難しいところがございますので、そこについては市のほうがしたほうが結局適正な管理ができると判断をいたしたところでございますので、そこは除外しているところです。

以上です。（「2つ目の2,253万円と744万円の、先ほど、課長クラスとか言われましたけど、積算をお尋ねしたんですけれども、数字でお願いします。例えば、副課長クラスがどのくらいとか、その数字でお答えをお願いしたいんですけど」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

申し訳ありません、その積算値、細かい積算資料についてはちょっと今手元に持っておりませんでしたので、後だって回答をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

では、後で回答をお願いいたします。

こちら今回の指定管理ですけれども、これまでチャオシルに関しては市民の皆さんから本当に厳しい御意見をいただいております。その中で、今回指定管理するメリットというのがなかなか伺えないんですけれども、これまでどおりスタッフの人材派遣としてされてもよかったんじゃないかなと。これまでは、ランニングコストとして2,500万円から3,000万円ということだったんですけれども、それが一気に4,200万円という高額、これはちょっと指定管理にしては私は高いかなと。多分、市民の皆さんも、これまでもちょっとランニングコストもかかるよねという御意見をお伺いしていますので、そこはどういうお考えでしょうか。これまでどおりできなかったんでしょうか。

それと2番目は、賞与とあるんですけれども、賞与はほかの指定管理もいつも計上されているというふうに理解してよろしいんですか、ほかの指定管理のところもですね。例えば、温泉施設ですね。シーボルトの湯とか、あと志田焼の里とかありますけれども、そこにも、そういう指定管理のところに賞与というのを計上されているんでしょうか、その確認をお願いします。

3番目ですけれども、この茶園管理業務というところは専門と言われましたけれども、そこに全て指定管理をされるならば、その施設内の茶園でありますので、愛着を持って指定管理者の方にしていただきたいと思いますと思っていますけれども、そういう話は出なかったんですか。最初から、市が行うという方向性で話になったんでしょうか、お尋ねいたします。

それと、先ほどの給料と賞与の積算もよろしくをお願いいたします、後でですね。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

先ほども導入のメリットについては御説明をいたしましたけれども、民間のノウハウを生かした施設の運営効率化によって、今後、コスト削減やサービスの向上等がございます。

今現在、職員のほうが、今は人材派遣だけというところがございますけれども、その運営とかについては、やはり職員のほうがかなりまだ指導等をしているところがございます。

今後、指定管理者になれば、自分のところで効率的な運営もそうですけれども、集客業務とか、そういったところについて民間のノウハウを生かして、もっとよりよい運営とか、広報ができるというところで今回指定管理に行くということで決定した経緯でございます。

それと、賞与につきましては、これは今年度も同様に、キャンプ場の指定管理であったり、また、「うれしの まるく」とかも積算の方法をしておられます。同様に、今回同じタイミングで上程をしておりますので、それと同じ考え方でしているところでございます。

それとまた茶園管理につきましてはですけども、先ほどもちょっと申し上げましたところでございますけれども、茶の木等保全となると、指定管理が一応3年間の期間ということもございますので、それで3年間での管理を行って、管理がまずいとか、そういったことになれば、茶の木の育成とかにも問題が出るかと思っておりますので、そこについては継続して管理をしていくのは市のほうがよいと判断して外したところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

私は、今現在このチャオシルで就業されている従業員の対応についてはどういうふうになるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

うれしの茶交流館については、現在、人材派遣により運営をしているところです。現在も今回の同一業者が派遣会社として指定管理の今回候補者に上がっている同一業者でございますので、現在の就業者について、これまでの経験と知識を有していることから、事業者のほうで引き継がれるものと想定をいたしております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

そしたら、今いらっしゃる方はそのまま継続して勤務されるというふうに確認してよろしいのでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

そこは、指定管理事業者が最終的に判断をされる場所であるかとは思いますが、当然今の運営とか流れを知っていらっしゃる方がいたほうが運営としては望ましいと市のほうでは考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

今おっしゃるように、資料をもらった中で、この団体の理念のところに、従業員が業務に十分慣れてきたため、自己研さんを積みながらそれぞれのカラーを出させていると感じる。将来的には既存の従業員による安定した運営を続けながら云々と書いてありますので、今の従業員さんがしっかり、新たな気持ちでチャオシルの従業員として働いていただけることを望みますので、そこの辺についてはよろしく願いしときます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

答弁はいいですかね。

次に、古川英子議員。

○3番（古川英子君）

今回、委託業務を指定管理に変更されたメリットはということをお聞きしています。先ほど前議員の質問の中でもメリットということの返答をされたんですけど、もう一回、返答してもらってよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

2番目のも、しとかんでよか。

○3番（古川英子君） 続

指定管理になった場合のうれしの茶交流館というものはどのように変わっていくのか、想定されていらっしゃいますでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

指定管理者制度の導入のメリットは、民間のノウハウを生かした施設の運営効率化によるコスト削減やサービスの向上等があると考えております。お茶の交流館として、地域の方々や観光のお客様などが立ち寄る場所として運営していくに当たって、現在の直営よりもより柔軟な対応ができる指定管理により、民間のノウハウを活用したほうが、様々で多様化するニーズに対応できるものと考えているところでございます。

次に、2 番目の質問でございますが、まず、うれしの茶交流館の設置目的は、うれしの茶に関する先人の努力と技術改良の歴史を後世に伝えるとともに、お茶を通じた人々の交流、情報発信を図り、嬉野市の地域産業及び文化の発展に寄与することでございます。市としてはこの目的に沿った施設運営を行い、地域の方々から親しまれ、観光のお客様が満足いただく施設にしていきたいと考えているところです。

一応、以上です。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3 番（古川英子君）

ありがとうございました。民間のノウハウ、柔軟に対応できるというふうなお答えをいただきました。先日に課長のほうから一言いただいたんですけれども、テレビ放映の後に全議員にほとんど電話がありまして、内容に関しては皆さん御存じのことだと思うんですけれども、柔軟な対応ということを、やっぱりそこら辺の教育というものを十分にさせていただきたく、この会社が人材派遣会社であってそのまま変わっていくということで、その中に何か教育等々が繰り込まれて、本当に変わっていけて、メリットがあるのかなという思いがありましたので、今回質問させていただきました。

民間会社のノウハウを生かす、民間会社がそれなりの業務をされているんだったら分かるんですけど、今まで人材の派遣会社であったわけですので、そのノウハウというのがどこまでなのかってちょっと疑問がありますけれど、そこら辺に関して、分かった上で今回指定管理ということにされたのでしょうか。（「どういうことですかね」と呼ぶ者あり）自分も頭の中がちょっとおかしくなったから……（発言する者あり）もう一回言い直します。（「それがこの前のテレビの放映の対応がまずかったから、それが悪かったと思われる……」と呼ぶ者あり）いやいや、そういうそこまで言うような言葉じゃなくて、もうちょっと人材派遣会社であって、今回指定に変えて、それだけのことを、いろんなことをしていこうということが本当にできるのかというのをお聞きしたかったんです。要するに、そこだけのいろんな民間のって言われるけれども、人材派遣会社の方が、そこから先にいろんなことを発展して考えて事業をされるかどうかというのをお聞きしたかった。

○議長（辻 浩一君）

副市長。

○副市長（早瀬宏範君）

お答えいたしますけれども、令和6年度につきましては業務委託というような業務形態でございました。あくまでも業務委託でございますので、その会社自体の独自の判断で何かをできるというような取扱いにはなっていなかったというふうに思っております。

今回、指定管理に出すことによって、その指定管理を受けたところの考えを十分反映さ

せていただけるというような業務、多々あろうかと思っております。そういったところも踏まえて、今回指定管理に出したということでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

ありがとうございました。この前が委託だったから、いろんなことを踏まえて指定管理に出されたということなんですけれども、指定管理に出して、今後、じゃ、チャオシルがすばらしいような内容を皆さんに見ていただいて、来ていただいてということが、果たしてこの民間の派遣会社の方がそこまでできるのかなというふうに思うんですけれども、ここを選定された理由の中にそれはあったんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

副市長。

○副市長（早瀬宏範君）

私も選定委員に入っておりましたので、プレゼンテーションを聞かせていただきました。ホームページのほうにも報告書等は掲載をされておりますけれども、その4社の中で、今まで独自で、例えば、お茶の淹れ方の勉強に行かれたりとか、免許を取られた、また、人員配置等についてもしっかりしたプレゼンをしていただいたということで、そういった中で、総合的に評価をさせていただいて、今回ここに決定をしたという経緯でございますので、これから一生懸命取り組んでいただくというふうに思っておりますので、そこは長い目という話ではございませんけれども、しっかりと私どもも指導というか見守っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

まず、1つ目の質問で指定管理料の積算はどのように行うのかということで上げております。

先ほどから、募集の段階の上限が4,200万円でこの会社の事業の収支内訳書では3,818万2,000円の3年間ということで計画がありますけれども、指定管理料を予算としてはまだ決定はされてないと思いますが、実際に嬉野市が指定管理料を今後積算されるに当たってどのようにされるのか。例えば、3年間この収支計画書の金額をそのまま再度、嬉野市としての指定管理料として決定をしていくのか、その辺のことをお伺いいたします。

2つ目に、チャオシルの今後の展望をどのように考えているのか。先ほどちょっとお話が

ございましたが、3年間の事業計画書が出ております。ある程度、事業の3年間の見込みは立てますけれども、嬉野市としてはその3年間の計画をということで考えているのか、嬉野市としての考えをお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午前11時6分 休憩

午前11時7分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

先ほど指定管理料の金額につきましてですけれども、業者が提出しております金額というのが、これが向こうの提示は消費税を除く額となっております、それに消費税を掛けますと4,200万円ということになりますので、うちのほうとしてはその金額を基に、今後、予算額等を考えていくところでございます。一応、その分について3年間の基本協定等を結びながら、年度年度については一応その年度の予算ということはあると思いますが、それを基準に考えていきたいと考えているところです。

それと、今後のチャオシルの運営等につきましては、事業者からの申請書、計画書の中に飲食店の営業許可を取得し、喫茶コーナーや売店に提供する商品のバリエーションを見直す。また、年間を通して季節のイベントを定期的に開催することで未開拓の客層の獲得を目指すというような御提案もいただいているところでございますので、嬉野市のほうとしても、よりよい環境でお客さんが来ていただく、また、新しいお客さんを取り込むということを期待しておりますので、その計画の提案を受け入れながら事業実施のほうをお願いしたいと考えているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

先ほども質問があったんですけれども、御回答を先ほどの答弁で伺うと、この指定管理事業計画書には消費税は含まないので、消費税を計算すると4,200万円ぐらいで考えていると理解しました。先ほどの議員さんもお話がありましたけれども、結局今までの指定管理料と比べて相当割高になっているんじゃないかなという印象を受けます。今までの、例えば、令和6年度の予算でも3,600万円、これは消費税込みの金額で3,600万円だったと思います。そ

こから比べても多く、増えることになります。その件に関して、先ほど民間のノウハウを生かしたコストカットというふうにおっしゃっていますけれども、これについてはどの部分を担当課としては評価しているのか。

それと、サービスの向上ということも、民間のノウハウを生かしたサービスの向上ということでおっしゃっていますけれども、今回ちょうどキャンプ場の指定管理も出ておりまして、その事業計画書を見ると、サウナをとか、何か興味が湧くような、今までとはちょっと異なるような、そういったサービスの向上というのが目に見えたんですけれども、今回事業計画書を見ておきますと、そういった季節の催しものとか少し見えますけれども、あまりサービスの向上というふうな部分まで、そこまでの印象、評価というのは、そこまで本当にそれが評価に値したのかなというところで受けたんですけれども、その辺のサービスの向上についてと、それによって民間のノウハウを生かしたコストカット、その部分は必要なんじゃないかなと思いますが、担当課としての評価をお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

指定管理者の候補者の事業計画書の中に、自主事業ということで提案をいただいているところがございますけれども、公式のホームページの開設により情報発信の充実と、また施設予約の利便性向上、またスマートレジの導入により電子決済を可能とすることで顧客満足度の向上が期待されますと。また、生産者や地域住民、地域社会と連携したイベントの開催、商品の販売、うれしい茶の魅力発信を実施、予定をされているというところです。今年度も集客促進業務の委託も同一の会社が取っておりまして、ほとんど毎月、大、中、小のイベントを月1回していただいております。

そういった中で、地域の方とかお茶の関係者の方と交流の場が増えてきていると思いますので、今後もそういった地域の方の交流の場や、地元と観光のお客様が交流する場となっていくことを期待しているところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

理解いたしました。このチャオシルについては、開館以来、私たちも議会で見えておりました。開館から最初は2,500万円とか赤字があつて、そういった赤字をできるだけ減らすように例えば指定管理をして、民間の力で何とかその赤字分を縮小できないかということで、この議会、議員の中でも指定管理の提案とかいうふうなのはあつたんですけれども、そういっ

たところがなくて、単に、例えば集客業務についても今までと同じ、業者さんも今までと同じ、内容もそこまで変わらないのであれば、指定管理をするメリットというのがそこまであるのかなというところが一番なんですけれども、そういったところで嬉野市として今後どういうふうにするのかというところがちゃんとビジョンとしてあるのかなと。業務をただ単にお任せするだけで改善も図られない、何かそういったことが3年間続いていくんじゃないかなというふうな私の印象なんですけれども、ここについては市長に、今後のこの指定管理についてもそうですし、今後のチャオシルについてどのようにするのかとか、そういったところの方針とかをお伺いしてもいいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

まず、この3年間業務の改善が図られないというふうに議員御発言がございましたけれども、それについては、まずはそうなる根拠を、今、議員がお知りになる範囲の中で示しながらお話しになっていただきたいというふうに思っております。

私どもといたしましても、この4,200万円というのはあくまで上限ということでございまして、これからやはり物価高とか、また、あと価値あるチャレンジについてもしていかなくても、それこそ改善が図られないということになってこようかというふうに思っております。そういった意味では、事業者ともしっかりと相談をしながら、そして、市民の皆様にも実感をいただけるような施設の魅力発信に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

改善が図られないという点についてですと、それこそ民間のノウハウを生かしたコストカットの部分、最初の赤字幅が最初2,500万円ぐらいだった、そういったものを徐々に民間のノウハウを生かしてコストカットを図っていく、そういったところで私はお伝えしました。

ちなみに委託費とか、3年間で若干改善が見られておりますが、大きなコストカットの部分、指定管理料として嬉野市の持ち出しは変わらないというところで申し上げました。

以上です。（「つまりは、コストカットが成果の指標と言いたいということですね」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

ちょっと市長、反問するなら反問権を使って、私の許可を取ってからにしてください。

（「ちょっと、それはかなり根拠としては納得できないですね。事業者さんのほうからすれば……」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

市長。

○市長（村上大祐君）

先ほどの山口卓也議員の発言の中に根拠がいささかちょっと疑問がございましたので、反問をさせていただきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

市長より反問権の申出がありましたので、それを許可します。市長。

○市長（村上大祐君）

議長の許可をいただきましたので、反問をさせていただきたいと思います。

先ほど、今後3年間、改善が図られることがないというふうに山口卓也議員のほうから発言がございましたけれども、何をもってそのようにおっしゃるのかということでありまして、その成果の指標というものが、単純にこの運営費のコストカットだけなのかということでも大変、私といたしましてもそれでいいのかと、1円でも安く上げてコストカット、何も事業も展開せず極限まで人を減らして、顧客満足度を度外視してでも運営収支を重視するのが最善なのか、そういったお考えに立っているのか、見解をお尋ねしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

ただいまの反問に対しましての答弁を求めます。山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

根拠については事業者が提出された収支報告書、令和7年度、8年度、9年度という収支予算書が出ておりまして、その指定管理費については3年間同じ金額でございました。それで、その点について改善が見込めるのかどうかという質問をしております。

それで、コストカットが全ての指標かということですが、コストカットも一つの指標です。なぜならば、指定管理の目的が、先ほどおっしゃいました民間のノウハウを生かしたコストカットと、もう一つはサービスの向上です。サービスの向上を度外視してコストカットをなさいますとか、そういったことを言っておりません。コストカットも一つの指標ではないんですかというふうにお伝えしています。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

もう少しちょっと冷静になってお話いただきたいと思うんですけども、サービスの指標がコストカットだと、この3年間、一番重視されるのがそこだというふうには理解をいたしましたけれども、やはりこの物価高であったりとか、人件費がこれだけ上がっている中で現状維持というのも、これも十分きっちり効率的な運営の中でできるということではないかなというふうに思っておりますし、私どもも、この一年一年、やはりこの収支の中で見直していく、そして、あくまで私はコストカットというのは無駄な——無駄なというか、重複していたりとか、また効率的な、生産性を上げていくという意味でのコストカットは必要だというふうに判断をしておりますけれども、そういったところもちゃんと図られるかというのはきちっと検証をして、また、それぞれの毎年毎年の予算の中で、議員の皆様にも御審議をいただいて、そして予算計上をさせていただく、それに尽きるのではないかなというふうに思っておりますので、御理解のほどを賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

コストカットを一番重要視しているわけではございません。先ほど、指定管理の目的がコストカットとサービスの向上。今回は、これまでの予算よりも多くなっているというので、私はコストを下げろというふうには言っていないです。コストが増えているんじゃないかなというところで見解をお伺いしたんです。ということでよろしいでしょうか。そういったことで質問をいたしました。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

理解はいたしましたけれども、それであればそのように最初から言うていただければいいのかなというふうに思いますし、やはりコストカットだけではなくて、価値の高いサービスの提供、そこの釣合いがとれているのかと、その辺をきちっと議員の皆さんには検証をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「最初から言うていました」「あくまでこれは上限ですから、そこも、予算上がってからその辺はお話しいただければいいんじゃないか」「だから、そこは積算どうするんですかと聞いた、今後どうするんですかと。基本的には……」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

質問に対しての答弁を求めます。山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

一応私としては最初、質問として、まず、今後上限はこういうふうに設定されております、それで今回こういった事業所の提案があります、嬉野市として予算どうしますかとまず聞きましたよね。その上で、4,200万円高いという意見がございましたと。それで、指定管理料はこういった目的でありますけれども、コストカット分をどういうふうと考えておりますかと質問しましたよね。

それで、先ほど改善が図れてないというところを取って市長が反問権を取られましたので、改めてそういった意図で説明しております、質問しましたというふうなことで理解をしていただきたいなと思います。私の意見としてはそういったことです。

○議長（辻 浩一君）

以上で反問権に対する質疑を終わります。

続きまして、大串友則議員の質疑をお願いします。大串友則議員。

○2番（大串友則君）

私もこの指定管理料の積算根拠のところについて質問をさせていただきます。

今まで様々な議論が行われておりますけれども、まず指定管理料を設定するに当たって、この事業費合計、支出の合計から収入を差し引いた額を指定管理料の根拠としている資料になっているかと思います。ただ、これは指定管理者にする上で、サービスの向上、効率化、いろいろやっぱり図っていくためにはそれなりの経費はかかるかと思いますけれども、これは経費が上がった分、この収入が、じゃ、どこにその考えが収入に反映されているのか、費用対効果がどこに生まれているのか、まずお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午前11時26分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

まずもって今回、指定管理の委託料の中には、人件費だけではなくて市のほうが実施しておりますその他の経費についても含んだところで事業所が持っていただくというところで、その委託料というのが増額になっているということで前提でございます。

それと、予算資料の中で積算の根拠で、収入として利用収入、販売手数料、自主事業というのがありますけれども、ここは令和6年度の予算等を勘案して、その収入額というベースにしているところでございます。

その中でですけれども、合同常任会の際の資料の中で、単年度ごとの収支予算書というのは提出いたしているかと思っておりますけれども、ここの中では、その販売委託料であったり施設利用料というところは少しずつ増加するというようなことで事業者さんも上げておられますので、そういったところでその収入増と見込むための先ほど自主事業につきましても、施設の利用の受付とか、決済システムの導入とか、そういったところをしながら利用の増を図るというようなことで、そこは増加については見込まれているというところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

今、収支予算書の話がされたわけですね。そしたら、収支予算書の売上げベースで言ったらこれは指定管理料が3,818万2,000円とあって、その下の360万円と——令和7年度で話をしています。192万円という数字ですよ、売上げで考えたときに、売上げベースで言ったら、令和5年度は1,500万円ぐらいたしか売上げがあったと思うんですね。これは売上げが3分の1になっている計算になっていますけれども、売上げはこれで間違いないですか。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

議員おっしゃられているのは、成果説明書の中で相手の総売上げの金額をおっしゃられているかと思っておりますけれども、そこは結局、そこから商品とかを委託販売しておりますので、その、物代とかなんとかを結局委託販売している事業者さんにお支払いをして、残った分の30%以内、20%程度を販売委託料とかでもらっておりますので、実際に市の収入になるのは、その率を掛けた分でございますので、そこについては指定管理委託にしても当然同様のことでございます。売上げというのは、そういった商品自体の販売をする分も含んでおりますので、その分、商品代については地元の業者さんにお返しするということになりますので、その部分については収入に上げないので、今まで市が取っていた一般会計で受けている収入

をここに上げているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

これは事業に係る事業経費ということですよ、今言われたの。粗利の部分が収入で上がっていると、歳入ベースで考えたときに、歳入の部分がこの売上げに上がっているということですよ。だから、売上げから、かかった経費分を差し引いた額がこの売上げで上げられているということですよ。

○議長（辻 浩一君）

茶業……

○2番（大串友則君）続

ちょっと待ってください。最後まで質問をします。

それであれば、ここの収支予算書の中に、事業費で事業消耗品とか、事業に係る経費も下に上げられているので、これは経費が二重にダブっているのではないかなと感じております。その説明をいただいてよろしいですか。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

御説明いたします。

まず、売上げの収入の分ですけれども、この分は売上げた分の手数料を、委託で販売しておりますので、委託のその手数料を条例で30%以内いただくようになっておりますので、その分の手数料が上がってきているということになっておりますので、粗利と申しますか、要は指定管理を受けたところのもうけの分というところですね、販売手数料ですので。というのがここに上がってきているところでございます。

需用費につきましては、当然、議員さんも御存じのとおり、喫茶の部分とか、いろいろ販売、売店もありますので、そういったところの全ての消耗品、あるいは運営するための燃料費もろもろ、その分を全部含めているというところで理解していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、私も同じところでお伺いいたします。

1点目ですけれども、まず、指定管理者募集要項において指定管理による上限額というこ

とで4,200万円（税込み額）をお示ししてありますが、この積算根拠については先ほど来までの御説明で理解しました。

ここで、令和5年度の決算額との比較、検証というものは、そしたらどのようにされたのかというところでお伺いいたします。

それと、指定管理者にすることで市の財政負担の削減が図られるというふうに理解しているのかというふうに質問していますが、そこについてどのように財政負担以外だけではなく、サービスの向上ということでも御回答を先ほど来からいただいています、この2点につきまして、まず質問をいたします。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

まず、令和5年度の比較ということでございますけれども、ここが昨年の多分12月議会とかでも御説明をして、指定管理の昨年度の委託業者がなかなか人材的に必要な人数がそろえられないということがあって、その分で職員がかなり年度末、施設のほうに応援に行ったりとかいう状況がございまして、その分何とか運営を回していたというのが実情でございます。

その関係で当然、5年度の決算というのは人材派遣委託料が下がっているというようなことでございましたので、ちょっと5年度の決算と比較してということであれば、その5年度はちょっと特別にそういった特殊な要因がありますので、そこと比較されてはちょっと難しいのかなというのが現状でございます。

したがいまして、6年度の予算をベースに今回積算をいたしまして、そこに配置するスタッフ、その分を計算した結果、当然、人材派遣であれば時給計算でするわけでございますけれども、今回は人間を配置するというので、当然、月給というふうな積算根拠になってまいります。それと、先ほど来から申していますとおり、職員相当の人件費額を積算の根拠としているところです。今までのやはり人材派遣というところで、それだけの仕事をしておけばよかったというところがございますけれども、今後は責任を持って仕事をしていただくということになってきますので、そこについては6年度予算をベースにしながらでもその積算の見積りをした結果の金額でお出しをしているところでございます。

それと、今後の――すみません、2番目の質問をもう一回よろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

2つ目のところは、今回の指定管理をすることで、市の財政負担の削減が図られるというふうに理解しているのかという質問です。

○議長（辻 浩一君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

先ほどからも御回答を差し上げているところでありますけれども、指定管理制度の導入をすることによって、民間のノウハウを生かした施設内の運営効率化とかということでコスト削減やサービスの向上等はできると思いますけれども、それが必ずそのコストカットをするということが前提でいきますと、先ほど申しましたように、令和5年度と同様な形でその運営の基本的なこともちょっとできなくなるということになってくるかと思います。そこに市の職員が今携わっているいろいろな指導をしているというところでございますけれども、そこがやっぱり行政職員の考え方というところが、行政主導のままでは施設運営も行政どおりの施設の運営しかできないということもありますので、そこで民間に委託することで、民間のノウハウを生かしたいろいろな事業展開、施設の運用の仕方とか、そういったことをしていただきながら集客数を上げて、利用料を上げてもらうと。

また、先ほど言ったようなスマートレジであったりホームページでの施設の予約等をする上で、そこに入る人の人的な時間の削減とか効果というのはそういった形で見られてくると思います。

ですので、即座にコストカット、削減ができるということは今の段階ではまだ難しいかとは思いますが、今後この指定管理をする上で、将来的に考えれば、そういったことでの効果が見えてくるものと思って今回、来年度以降、指定管理にしているというところを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

令和5年度との比較につきましては承知しました。令和5年度のほうが人件費の面でいうと比較検討しにくい状況であったということで理解しました。

コストカットというところですが、先ほど来から、同僚議員の皆さんも課長の答弁でも、サービスの向上とあと支出の、市の財源の削減というところがやっぱり指定管理をする上での重要な要素の2項目だと私は思っています。そこについて2回目、もう一回質問させていただきたいんですが、今回、指定管理事業者になられる方は事業予算書ということで出していただいております、その中でも、販売委託料、施設利用料等につきましても、年度をまたぐ、年度が2年目、3年目となることで、こういったところの売上げのほうが増減するような計画も出しておられます。コストカットをすることで指定管理料を下げま

しょうというよりも、先ほど課長も言われているんですけど、指定管理者としての売上げをどのようにしてもっと収益化を図っていただくのかというところ、それによって、売上げが増減することによって指定管理料を下げるができるのかなと私は思っていました。それで今聞いていました。そこの売上げの部分の努力というところも数字ではお示ししてありますが、ただ、今回の指定管理料については、令和6年度の当初予算ベースで言っても、そこに消費税を乗せた分の金額かなというふうに私は見ていましたので、それを7年度以降も同じ同等額でやるということは指定管理にする分の消費税がもったいないなというふうに思っています、360万円ぐらいですね。今までの、現在やっている業務委託の料金3,600万円ぐらいに対して、プラスまた次年度以降は指定管理にすることでその分の3,600万円をベースにした、プラス消費税の分が入りますので、その分の上積み分の消費税が非常にもったいないような気が私はしています、今のこの計画書を見ると。そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

お答えいたします。

これまでの事業委託の分が指定管理になったときに、消費税、あるいは指定委託料の増額でもったいないということでございますけれども、これまで委託でやっていた分は、委託でやっていたんですが直営でやっていたということで、目に見えないところで職員が非常にそこに関わってきたということで、場合によっては1人はそこに付きっきりの業務を行っていたと思っております。そこが指定管理になったところで、全て任せて管理をしていただくということで、当然給料も上げているところでございますけれども、その分、茶業の業務、振興に対する業務が深くよりできるということは大きなメリットだろうと考えているところでございますので、そういったところでは、事業費が上がってもその分は我々としては大きなメリットで指定管理に出す意味があるだろうと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。簡潔に質問してください。

○1番（水山洋輔君）

はい。そしたら、先ほど部長が言われた茶業の振興に係るメリットというところでいうと、それは市の職員さんが今までやっていた業務を、直営でやっていたので、されていた時間を市担当課としてはチャオシルの運営に関わらなくていい分のメリットがあるという理解でよろしいのでしょうか。

それと、指定管理の手続に関する条例というところで嬉野市の条例を見ますと、ここの第

5条の2項にも、この指定管理をすることでこの内容につきまして施設の効果を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の削減が図られるということであります。そこが、先ほど部長が答弁された職員の手が離れるからというところの一部だとは思いますが、そういったところでこの指定管理の事業者さん、今収支予算書見ていると、やっぱり高くなっているところというのがどうしても気になりますので、そこに関する先ほどの部長の答弁の意味合いを、もう一度詳しく教えていただけますか。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

お答えいたします。

全部が全部そこを、職員の手が離れるということが大きなメリットということを申しましたけれども、これまで職員がやっておりましたので、そこは一部手が離れて、茶業振興のほうで充実できるというのはメリットだろうと思っております。ただ、指定管理に出した以上、なって、受けていただければ、この計画書にも書いてありますように、例えば、これまで以上にSNS等の情報発信をできるとか、あるいはスマートレジ等も入れてインバウンド対策もできる、そういった大きなメリットがあるだろうと考えておりますので、そういったところでの——すぐは実績上がらないと思うんですが、そういった準備した上での、しっかりしたお茶の情報発信、また交流の場というのを伝えていければ、大きなメリットが出てくるだろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

これで議案第76号の質疑を終わります。

次に、議案第77号 指定管理者の指定について（嬉野市営キャンプ場（広川原キャンプ場））及び議案第78号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更についての2件の議案について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで議案第77号及び議案第78号の質疑を終わります。

次に、議案第79号 令和6年度 嬉野市一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

まず、第1表 歳入歳出予算補正について質疑を行います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の9ページから20ページまでの歳入について質疑を行います。

13款 分担金及び負担金、2項 負担金から16款 県支出金、1項 県負担金までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。

次に、事項別明細書13ページ、16款、県支出金、2項、県補助金について質疑を行います。
質疑の通告があります。3目、衛生費県補助金について発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、3目、衛生費県補助金に関して質問します。

市営浄化槽事業の分に関して108万3,000円減額計上になりましたが、その説明だけをいただきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（森 尚広君）

お答えいたします。

まず、すみません、この一般会計の歳入の減額補正につきましては常任委員会等で説明する案件でございましたけれども、説明が漏れておりました。大変失礼いたしました。

それでは、この市営浄化槽の減額計上の理由について説明いたします。

市営浄化槽事業のこの案件につきましては、前年度の起債、借入額で補助額が決定いたします。浄化槽工事の繰越しによりまして、前年度起債借入額が減少した結果で補助額が決定するものでございます。

申し訳ございませんでした。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで16款、県支出金、2項、県補助金の質疑を終わります。

次に、事項別明細書14ページ、17款、財産収入、1項、財産運用収入について質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで13時まで休憩をいたします。

午前11時53分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

休憩前に続きまして、議案質疑の議事を続けます。

午前中のうれしの茶交流館の質問に対しての追加の答弁の申出がありますので、茶業振興課及び産業振興部長よりの答弁について許可をいたします。茶業振興課長。

○茶業振興課長（山口貴行君）

増田議員の質問のときに、給料と賞与の積算根拠を聞かれまして、そのことについてお答えをいたします。

まず、給料ですけれども、館長の給与が35万7,700円、それに交通費の月額4,200円を足したところで36万1,900円、これの12か月分ということで434万2,800円でございます。館長補佐につきましては27万5,800円に、先ほど同様4,200円を足しまして28万円に12か月を掛けたところで336万円となっております。それと、スタッフにつきましては月額17万100円に4,200円を足しまして17万4,300円、これの12か月で209万1,600円。これが6人おりますので、6を掛けまして1,254万9,600円という積算になっております。

次に、賞与でございますけれども、先ほど申し上げました月額の単価にそれぞれ4.5月分を掛ける計算で、まず、館長が35万7,700円に4.5を掛けまして160万9,650円、館長補佐が27万5,800円掛ける4.5で124万1,100円、スタッフにつきましてが17万100円に4.5を掛けまして76万5,450円。これに6人、6を掛けまして459万2,700円となっております。館長以下、スタッフ分の3つを足したところが744万3,450円という積算根拠になっております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

午前中の議案質疑の中での大きなテーマということで、うれしの茶交流館の委託料の増額が一番大きな要因だということで午前中、議論をしていただいたと思っております。

まず、その増額の大きな要因といたしましては、これまで以上に人件費の増額、また業者の取り分、それと指定管理に出したための委託料の消費税の増額、これが大きな要因だろうというふうに認識をしているところでございます。特に人件費の増額につきましては、指定管理にすることで企画立案といったところの分を責任を持って事業展開をしていただくことになります。

そういったところで、これまで市職員が携わったところ、あるいは、例えば収支が合わなかったとか機械がちょっとうまくいかないところの操作のお手伝いといった、緊急で呼ばれた、いろんな手助けをしたところが少し手が離れるといったところでは、午前中の答弁で私が申しましたように、茶業振興に対する、もっと深掘りした事業が展開できるということは大きなコストの削減になろうかというふうに考えているところでございます。

また、職員を、館長、副館長、あと会計年度6人ということで積算をしておりますけれども、この分につきましては、6人が適正かというのは我々もはっきり分かっておりません。様々な午前中の課長の答弁にありましたように、今後、指定管理することによりまして、例えば予約サイトが電子化になる、あるいは決済もスマート化になるといったところでは大分の人件費の削減もできるのかなというふうに思っておりますので、今後そういったところを見据えて、1年ぐらいはそれの実証をしながら今後の取組、また人員削減に向けての取組を図っていければというふうに考えておるところでございます。

それと、今後、広川原キャンプ場も指定管理になっているところでは、これまで業者間あるいは地域間の連携というのが非常に手薄だったというふうに考えているところでございますので、指定管理になった折には、広川原キャンプ場あるいは観光協会、例えば旅館組合等々の事業者間での連携をしっかりと図っていただきながら、売上げ向上も図ってほしいというふうに思っているところでございます。

また、そういうところをしっかりと支援していくことによりまして、収入が上がることでコストカットもできるだろうというふうに思っているところでございますので、その辺は御理解をしていただきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、事項別明細書15ページ、18款．寄附金、1項．寄附金について質疑を行います。

質疑の通告があります。3目．教育費寄附金について発言を許可します。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、質疑をいたします。予算書15ページです。寄附金、3目の教育費寄附金です。

これにつきましては、今回のこの寄附金の経緯をまずお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えいたします。

今回の寄附金につきましては、佐賀県PTA連合会が県内20市町それぞれに寄附をするということを決定され、そのうちの嬉野市への寄附について申出があったため、その受入れを行ったものでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

ちなみに、この寄附金のお話はいつ頃にあったのでしょうか。私の認識では、夏頃といたしますか、今年度の早い段階でこういったお話が出てきたというふうに伺っていたんですけども、このお話が出てきてから、今回12月補正で上がってきているんですけども、他市町の状況を見ると9月ですとか、ほかのところでも受入れされているようなところもありましたので、そこをお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えをいたします。

佐賀県PTA連合会からは申出の文書が来ておりまして、7月16日付でこの文書を受け取っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

3回目なので、7月16日付で来て今回12月の受入れとなっておりますので、9月でもできなかったのか、これは遅いか早いかだけの話なので、特段何かということはないと思うんですけども、12月補正に至った理由を最後にお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えいたします。

この佐賀県PTA連合会からの寄附につきましては、7月16日付で文書の受け取りを行いまして、その後8月中に実際の入金があっております。このPTA連合会からの寄附を受けるに当たっては、この寄附をどのように活用すべきかを教育委員会でも大分協議をいたしました。その中で、寄附を受ける歳入の補正予算をするに当たっては、その寄附をどこに充当するかという処理が同時に出てきますので、その歳出先を決めるのに時間を要して今回の補正に上がってきたものでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

これで18款、寄附金、1項、寄附金の質疑を終わります。

次に、事項別明細書16ページ、19款、繰入金、1項、特別会計繰入金から22款、市債、1項、市債までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで13款から22款までの歳入の質疑を終わります。

次に、事項別明細書21ページから51ページまでの歳出について質疑を行います。

21ページ、1款、議会費、1項、議会費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。これで歳出1款の質疑を終わります。

次に、22ページ、2款、総務費、1項、総務管理費について質疑を行います。

質疑の通告があります。8目、情報管理費について発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、補正予算書の22ページの8目の情報管理費について、財源内訳の補正の説明を

お願いします。

○議長（辻 浩一君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（津山光朗君）

お答えいたします。

今定例会におきまして国民健康保険特別会計補正予算（第1号）として、国民健康保険システムの標準化と、こういったシステム改修費の260万5,000円、これが国保特別会計から一般会計、ここに繰入金という形で計上をされております。予算書の71ページに掲載されております。このシステム改修費260万5,000円につきましては、一般会計の2款1項8目、情報管理費の中の18節、電算センター負担金、これで支出をすることになります。

このことから、今定例会において補正のあった国民健康保険特別会計からの繰入金、一般会計からすれば国民健康保険特別会計繰入金260万5,000円、これは予算書の16ページになりますけど、これを8目の情報管理費の18節、電算センター負担金の特定財源として充当をするために今回の財源内訳の補正を行ったところです。

なお、国民健康保険特別会計補正におけるこの260万5,000円につきましては、後ほど国からの補助金であったり交付金であったり、そういった形で同額が歳入として受け入れられるという形になりますので、嬉野市としての負担はゼロということになります。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、9目、地域振興事業費について発言を許可します。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

予算書22ページ、9目、そして18節、負担金、補助金及び交付金の項目で今回、交付金の300万円の補正が組まれました。

主要な事業の説明書の中の事業内容にもるございますけれども、今回補正では様々な事業のうち、どの部分に該当したのかということと、例えば、結婚の関連で何組か増えましたよというような具体的なものがございましたら御説明をお願いします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

県、国の補助、これは3分の2でございますけれども、この分を活用し、新婚世帯に対する新生活のための住宅費用等を助成する、補助する結婚新生活支援事業補助金、この分についての増額補正ということでお願いしている分でございます。

現状で当初予算を上回る新規の相談と申込みがございますので、この分に対応するための

補正ということで、件数につきましてですけれども、今回300万円を計上、増額ですけれども、令和6年度の新規、今回令和6年度で初めて申請をされるだろうと今後見込まれる分が、一応、39歳以下で30万円というような上限があります。この分で換算して4件程度の120万円。それと、昨年度、令和5年度が結構後半の申請が多くございました。そういうことで、限度額に達しない方が、令和5年度中だけでは限度額に達せない方については令和6年度も支給対象となりますので、この方への対応の分としてある程度確定が出てくるだろうという分が5件と、今後ちょっと出てくるだろうという部分もプラスアルファして合計で180万円というような数字で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

内容、詳細につきましてよく分かりました。

この事業につきましては、やはり当人以外にも、住宅をあっせんする業者さん等々も、各県内市町のそういった補助の内容等も結構詳しく御存じのようでございますので、そういった業者さん等にもこういったものの情報が行きますように、今後とも、PRも含めて行っていただきたいと思います。これは要望ですので、返答はいいです。よく分かりました。

○議長（辻 浩一君）

次に、17目、庁舎等整備費について順次発言を許可します。

17節、備品購入費のパイロットオフィス用什器について。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

それでは、同じページですけれども、引き続き質問をさせていただきます。

今回、業務の効率というのを今後お考えいただいているということで、そこは非常に評価をいたすところでございます。

今回、備品の購入費ということでパイロットオフィス用の什器712万5,000円ですね。これが、まず什器というもので、どのようなものでありますかということでございます。また、今回この検証後に当然使われると思いますけれども、新庁舎になってからも当然使っていたるものかどうか、使えるものかどうかも含めて御質問いたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

現状、想定をしておりますパイロットオフィスに活用する什器ですけれども、先日、合同常任委員会の折に資料の提出を求められましたので、その分で提出をさせていただいており

ます。中身が、今回想定しておりますのは企画政策課を想定しておりますので、ここの配置図、イメージ図ですね。それと、予算の内訳もということでしたので、確定をしているわけではございませんけれども、見積り段階での内訳について提出をさせていただいております。

内容ですけれども、既存のような個人ごと、今の事務所は個人ごとの机がありますけれども、そのような机、椅子ではなくて、フリーアドレスとか、グループアドレス、また、課内の課員の増減があったりする場合がありますので、その分にも容易に対応できるような机、椅子ですね。それと、課内であったり課を超えた打合せ等ができる、室内で、事務室内でできるようなスペース、また、昨今需要が高まっておりますウェブ会議とか、個別研修の受講等が可能なブース、そういった部分を什器として考えております。もちろん、今回購入した分については、今後の新庁舎であったり、塩田庁舎であったりというところで、そのオフィスレイアウトにも加えていきながら、活用を引き続き行っていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

内容につきましては分かりました。

もう一点、これは様々なメリット、もちろんメリットを考えてのことですけれども、中には、やはりフリーアドレスということで、例えば、各部署への帰属意識が若干薄くなるというような部分も触れてあるものもございます。そういった部分も含めまして、当然検証をされるわけですが、そういったメリット、デメリットも含めまして、しっかりと検証を行っていただきたいということで、これも要望という形になりますけれども、お願いをしておきます。

これにつきまして、当然そういう部分も考察の中に入っていると思いますけれども、一応確認の意味でお願いします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

議員御発言のとおり、物品の購入にはなりますけれども、今後、新庁舎に向けてのレイアウト、オフィス環境の新調の部分もありますけれども、一番大きな部分は、今後の働き方であったり、そういったオフィスの環境について検証をしていくというところであります。検証をするに当たっては、ちょっと具合が悪い部分も出てくるかと思えます。そういった部分を含めて新庁舎に向けてのルールづくりのための事業ということで今回お願いをしていると

ころでございますので、検証をしっかりやっていきたいと思いをします。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

同じく庁舎整備関連事業でパイロットオフィス用什器について712万5,000円の計上があります。

質問ですけれども、1つ目は、入札方法を伺うとしていますが、入札方法には一般競争入札とか、指名競争入札とか、随意契約とかありますけれども、まず入札方法をお伺いしたいんですけれども、この712万5,000円の計上をされたのは、何を基準にこの数字を出されたんでしょうかということも含めてお尋ねします。

2つ目に、購入予定の什器については、仕様書により指定されるのか、メーカーを指定とかですね。そこをお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

まず、合同常任委員会でお出ししました内訳書についての根拠ということですかね。数字の根拠ということでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

物品ですので、基本的に標準価格の小売の価格がございますので、この分についてどの程度で購入できるだろうかという部分が基礎になっております。そのまま標準価格、売出しの価格をそのままこの分は持ってきた部分ではありませんけれども、基本的には小売りの部分が基準となって算定をしております。

入札方法ですけれども、現在確定をしているわけではございませんけれども、現在、指名競争入札を想定しております。

それと仕様ですけれども、基本的には各什器の機能だとかスペック、あと数量等を仕様書に掲げる形を予定しております。特定のメーカーとか、品名、品番等を挙げて、同スペック以上のものというような挙げ方になるかも分かりません。そういった部分を今検討しております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

まず、この712万5,000円の数字というのは、特に見積りを出されたとかじゃなくて、課内

で価格を設定したということで理解してよろしいのでしょうかという部分が1点。

あと、先ほど森田議員からもありましたけれども、今回の什器ですけれども、新庁舎になっても、今回入札を行われるところにまた——新庁舎になった場合はまた新しく入札をされるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

見積書の内訳の積算の根拠ですけれども、これは見積書の提出を業者をお願いをしてその分が基礎になっておりますので、うちのほうで例えば小売り価格を調べて算定したということではなくて、ある程度、予算案としての見積りを徴取しております。

それと、新庁舎の什器の調達についての入札等々のお話ですけれども、これはまた改めて必要な什器について選定をして、改めて入札等々でお出しをするという形にはなると思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

この712万5,000円は見積りを取られたということですから、何社見積りを取られてこの設定になったのでしょうか。

それとあと、今回数字を見ましたら、金額的にちょっと高額かなというのが第1印象でした。そして、頂いた予算書の内訳、その中に送料、搬入、組立て、設置等に62万4,000円というのが、これもちょっと高額だなと思っていました。

そういった中で、この事業自体、先行的な取組というのは本当に理解はするんですけれども、ちょっと予算が高いかなというのがあります。やはりこれが上限と思いますけれども、もう少し金額的に抑えることはできなかったのでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

まず、見積りの何社かということです。現在、一部、オフィスの環境整備で業務委託をしております。これはハード的な部分ではなくて、ソフトの面での働き方改革とか、そういった部分の業務委託をしておりますので、その業者に見積りを出していただいております。数社、見積りを出してということであれば、それは入札と変わらない。予算を計上する上での

見積書徴取ということですので、そこは1社でございます。

それと組立て等々ですけれども、後の質問でも出てきますが、レンタル等々も考えたんですけれども、返却、持ってきていただいて、配達していただいて返すとか、そういった部分もありましたので、今回は新調をということで考えております。ここについては多少高いというような御意見だと思いますけれども、長く使うものですので、この辺りを考慮して、標準の価格でそのまま上げたのではなくて、見積りこれぐらいで調達をできるだろうという部分でうちのほうで判断をしまして予算を計上しておりますので、この分で御理解をいただきたいということで考えます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

私も、この庁舎等整備費の備品購入費のところではパイロットオフィス用什器に関してなんですけれども、内容と積算根拠ということで資料を頂いていますので、また、同僚議員の説明のほうからもあらかた理解できましたが、この資料の中でお尋ねしたいと思っております。

什器の購入の予算内訳の中で、この11番の事務用品収納ボックスというのが18人分ということで書いてありますが、この目的と用途、18人というのはどういった内容で計上されたのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

すみません、ちょっとこの説明が不足していたかと思えます。

現状18という数字は、総合戦略推進部、企画政策課、部長以下、今現在18人が在籍をしておりますので、その人数でございます。オフィス、現在は、課長席、部長席等、それぞれ机があって、引き出し、さらには脇机等ございますけれども、こういった部分をなるべく排除をしてスペースをつくるという部分でございます。通常、手持ち資料であったりとかいろいろな道具、事務機器、事務用具、そういった部分については、今個人で持っている分もありますけれども、こういった部分をそのボックスに、主にPC、パソコンになるかと思えますけれども、例えば計算機とか、そういった部分の収納具入れというような、それを持ち運んで事務をすると、グループアドレス等には対応できるというような部分でのバッグというような、物入れというような認識でいただければということで考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

2回目ですけど、これも同僚議員のほうから、パイロットオフィスのイメージ図という絵を頂いたんですけども、これはあくまでもイメージなんですけれども、現在の企画政策課、あそこの机の並び云々が、全てこういうイメージ図のような感じになるのか、あるいはそこは残してまた新しくスペースをつくって、こういうスペースをつくるのかというところの考え方をお尋ねしたい。

それともう一つ、先ほどの購入の予算内訳の中にも項目を書きいただいておりますが、この中で10番のミーティングスペースの6人用の応接会議打合せ等というような表記で金額が記載されているのと、このミーティングブース、セミクローズというのが書いてありますけれども、ここの違いまで踏まえて、どこにどのような配置をするのかということも加えての説明をお願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

イメージ図を提出しておりますけれども、まさに企画政策課の配置のこの分のとおりでございますので、現状の企画政策課18名いますけれども、その机は全部このイメージ図のような形になりますので、現場がそのままこういった形になって、そこで働き方、こういった形でできるのかという部分を検証していくというような部分ですので、新たにこういったスペースを設けるということじゃなくて、企画政策課がこのように変えて事務をやっていくということになります。

それと、ナンバー1のミーティングブース、この分についてはセミクローズというのがちょっと目隠しができて、いろいろ防音、完全防音ではありませんけれども、そういった外部からの音とか、中の音が外に漏れにくい分の什器ということで今回採用をして、活用をして、これは企画政策課だけが使うのではなくて、皆さん、この什器を活用してもらって、こういった場合に使える什器なのかという部分を検証してもらいたいなど。現在、会議、打合せ等も、全て会議室を予約して行っているような状況ですので、こういったオープンの部分、クローズの部分のスペースをつくり出して検証していくと。事務室内にこういったスペースがあれば、会議室も少なくともいいんじゃないかというような考えの下に今回検証していこうかというようなところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

最後になりますけれども、要するに、その検証の仕方等になるかとは思いますが、これは新庁舎でのオフィス改革を見据えたというところで、一応、企画政策課が主導的に、試行的になされるという購入じゃないかなと私は理解しておりますけれども、今定例会で予算計上されて、什器の設置云々をしていただいて、来年度中が移行期になるかなと思いますけれども、その検証方法としてどのような形を取って、最終的に庁舎ができる云々でそれを取り組むというような形になるかとは思いますが、要は、一回一回検証しながらしていくのか、検証云々委員会というのを立ち上げるのか、そういった手法はいろいろあると思いますけれども、担当課におかれては今後そのような考え方及びスケジュール管理等は、もし現状で考えられているならそこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

検証の方法ということと今後のスケジュールです。

今回補正でお願いをしている分ではございますけれども、物品、什器の調達にちょっと時間がかかるような情報もありましたので、新年度で上げた場合にちょっと検証の時期が遅くなるという部分が今回の計上時期の判断でもございました。

それと、検証方法ですけれども、企画課内に設置をします、主に企画課職員が使うスペースではありますが、隣接する同じ部の広聴・広報課とも隣接しておりますので、その辺で使っていただく、またほかの課も使っていただくような形では考えていきたいと思っております。

一昨年ぐらいから、この働き方オフィス改革については、庁舎内、市役所職員からの検討会議を設けて、そこで上がってきた働き方という部分が、こういった形も考えられるんじゃないだろうか、いいんじゃないだろうかという部分で上がってきた部分でもありますので、ここはそういった検討会議、ワーキングチーム等にも下ろして、検証を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

次に、古川英子議員。

○3番（古川英子君）

質問にはパイロットオフィス実施によって什器の新調が必要かというふうな質問をしておりますけれども、今までの内容から什器の新調は必要かということは理解いたしました。

もう一つ思っ、企画政策課だけがそこに、6人のミーティングブース等々をつくれる

んですけども、もう一つぐらい何かして共有しながらというのもいいのかなと。その理由的なところは、やはり年々、消費税等々が上がってきて物価も高騰しておりますので、この際という言い方はおかしいんですけども、早めに2つの課ぐらいパイロットとしてされてもいいんじゃないかなと思ったんですけど、そういう案は出ましたでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

今回、企画政策課内でのスタートということで予算をお願いしている部分でございますけれども、そうですね、議員御発言いただいたとおり、広く、部あたりで行ったという部分も検討はしましたけれども、予算的な部分だとか、あと、今度4月からは広報・広聴課のほうで今検討してもらっております文書管理、決裁の部分が大きくこのオフィスの配置、固定席なのか、グループ席なのかという部分では変わってきますので、この辺も検証をしながら、あと電話の問題とかそういった部分もありますので、そういった部分も検証しながら、今後、できれば広げていくのも検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

私はこれで結構です。

○議長（辻 浩一君）

21節、補償、補填及び賠償金の支障電柱移設工事補償金について質問を行います。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

この主要な事業の説明書の中に、新庁舎建設に伴い、支障となる電柱の移設に係る費用を補償すると書いてありますけど、具体的にどういった中身になっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

今後予定をしております新庁舎建設工事の実施に当たって、該当敷地内で支障となる既存の電柱、これは支柱1本ですけれども、これを移設する必要が出てまいっております。現在の県道側の敷地内、税務課あたりの一番端っから辺です。この分がどうしても、新庁舎を建

てる場合に支障があるということで、市のほうから電力会社のほうに申出をしておりますけれども、市有地内の電柱に九電との契約の部分がありますけれども、この部分で、新庁舎工事に伴い発生した事由でございますので、市の都合ということもございますので、その費用については本市が負担をするということになります。工事自体は九電、電力会社さんが行うことにはなりますので、この分で補償費という形で今回計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

そしたら、市有地内から市有地内という移設ということで理解していいですか、今の説明は。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

現在ある分を、そのまま敷地内に移設するということではなくて、別の方法で、今の敷地からは撤去、移設をしてもらうという形にはなります。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

ということは、市有地以外のところということじゃなくて、市有地から市有地ということで、それでやってでも、建物を建てるという理由で移設する場合はこの補償金が発生するということになるんですかね。要するに、この補償金の算定基準という、そういった部分があるのかどうか、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

あと、今後建設が進む過程において、またこういった支障電柱等は出てこないのかどうか、この点についてもお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

移設については市の分から市の分へという形にはなるかなということでは考えておりますけれども……（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午後 1 時43分 休憩

午後 1 時44分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えいたします。

すみません、ちょっと一部発言が誤っていたかと思います。

移設は、今、市役所敷地内にある電柱の移設というのは間違いございません。この分を移設するんですけれども、この移設が県道側の歩道に移設をいたします。ですので、市有地から市有地ではなくて、そこから撤去という形の移設になるかと思います。

あと、この費用の基準ですけれども、この分については電力会社のほうにこの移設の依頼を出したときに算定をしていただいております、移設に係る費用を。この分に基づいて補助費のほうは算出をしております。

あと、今後ですけれども、第2庁舎解体のときに、昔のいろいろな電線、電柱等ございましたけれども、この部分については、庁舎に係る分については処分をしております。現状で電力会社さん、電話会社さん等々の分で支障になる分はないということで認識をしております。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、23ページ、2款．総務費、2項．徴税費について質疑を行います。

質疑の通告があります。2目．賦課徴収費について順次発言を許可いたします。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

過誤納金還付金の120万円についてお伺いいたします。

この過誤納金の発生原因というのをお伺いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えします。

今回の還付金の予算が不足した原因ということになりますが、大きな理由としましては、法人市民税の予定納税した者が確定申告により還付するものが多かったことが挙げられます。

法人市民税ですけど、事業所によりまして、昨年の税額の半額を半期の段階で納めるという予定納税という制度がございます。それを納めるタイミングが今年の3月以前、前年度中にあった場合は今年度還付する際は歳出還付でお返しするということになります。その事例が今回多かったということで予算不足となりました。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

そしたら、要するに予定していたのが変わったという理由というということで理解していいんですかね。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

予定納税で、昨年の半額を納めるということになりますが、その後、確定申告で、結局税金がゼロやった場合は、その半分納めていただいた分をお返しするという制度になります。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました、了解しました。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、24ページ、2款．総務費、3項．戸籍住民基本台帳費から、27ページ、2款．総務費、6項．監査委員費について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出2款の質疑を終わります。

次に、28ページ及び29ページ、3款．民生費、1項．社会福祉費について質疑を行います。

質疑の通告があります。7目．低所得者支援及び定額減税補足給付金費について順次発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、補正予算書29ページ、7目の低所得者支援及び定額減税補足給付金費についてお尋ねをします。

今回、システム改修費として調整給付金不足額給付の補正予算が組まれておりますが、この調整給付金の不足額給付というものの説明をいま一度お願いしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えします。

来年度予定されております調整給付金不足額給付の説明ということになりますが、今年度、定額減税に係ります調整給付金を支給しておりますが、その判定所得は令和5年分の推定の税額で算定をしております。本来、6年分の税額で算定するんですが、それは来年の2月、3月の確定申告などで確定をいたします。

そこで、来年度におきまして令和6年分で算定をし直した額と、現在調整給付金として支給した額の間に不足があった場合、その差額を支給するというものが調整給付金不足額給付になります。まだその事業につきましの詳細なところが通知がっておりませんので、来年度実施するに当たりまして、今年度中からそのためのシステム変更を始めないと間に合わないということで、今回そのシステムの改修を計上していることになります。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、今回179万6,000円の予算計上が委託料として計上されておりますけれども、さきの定例議会の補正予算では、この分に関してのシステム改修に関しては、恐らく負担金等で計上されていたかと思っておりますけれども、今回、委託料に計上されている理由というのは何でしょうか。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えします。

この補正に関しては、杵藤広域の予算にも関わってくることなんですが、杵藤広域の次の補正が2月に予定をされております。2月ではちょっと今回間に合わないということで、今回、嬉野市の12月補正で委託料として上げているところになります。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

そしたら、委託料というところで計上された状況というのは分かりました。

そういった場合に、委託先の選定云々とか、あと、この補正予算額の179万6,000円というのは、財源が全て市の一般財源での持ち出しになっていると思うんですが、その分の

将来的な補填的なものというのがあるのかどうか、その辺を最後にお聞きしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

まず、委託先については、杵藤広域の電算センターのほうで選定をしているところになります。そこからの金額になります。

それと、その分の補助になりますが、恐らくこの分は10分の10補助があるんじゃないかと思っておりますが、その分のきちとした正式な通知が来ておりませんので、それがあり次第、補正で上げたいと思っております。

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、30ページ及び31ページ、3款、民生費、2項、児童福祉費について質疑の通告があります。

1目、児童福祉総務費について発言を許可します。水山洋輔議員。

これは、質問は事業ごとですね。

○1番（水山洋輔君）

はい。それでは、保育所の施設型給付費、主要な事業の説明書は5ページの分で質問いたします。

まず1点目が、補正内容にて人事院勧告による単価改定というふうに明記してありますが、これ自体は考え方として保育士への直接的な人件費の引上げというふうに理解していいのか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりであります。人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準じて職員の人件費を引き上げるものになります。

職員の給与や手当て及び法定福利費等の事業主負担に充てるようになっております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

そしたら、給与ですとか、事業費を支払う分の法定費用ということで答弁いただいたんで

すけれども、まず、じゃ、この金額自体は直接運営している施設に入って、その施設に係る費用も、どういう案分になるか分かんないんですけど、含めてその差額というか、そこ以外の分として職員さんの給料に払われるというふうに私理解したんですけども、その使い道とかは何かルールがあったり規定があったりするんでしょうか。

それと、その支払った後の使い道についての調査等は市のほうで行ったりされるのでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

お答えいたします。

この施設型給付費ですが、これは子ども1人当たりの教育、保育に必要となる費用として国が定める公定価格を基に算定をされます。公定価格につきましては、施設の運営に最低限必要な人件費、管理費、事業費からなる基本分単価と各種加算で構成をされております。人件費部分につきましては、先ほど申し上げましたように職員の人件費に反映をするようになっております。

また、各種加算のほうに処遇改善加算というものがございまして、その処遇改善加算につきましては、確実に保育士またはその職員に給付をするようになっておりますので、その分の実績報告もいただいております。

以上です。（「承知しました、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次の質問。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、次の質問です。

次の質問は、こちらは延長保育事業につきましてお尋ねします。

まず1問目が、これは先ほどちょっと重複するかもしれないですけども、まず、この延長保育事業につきましては事業所へ支払われるものか。

それと2点目が、これは、または保育士への処遇改善ということで、保育士への給与として支払われるものか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

お答えいたします。

この延長保育事業の補助金につきましては、事業所に対して支給するものになります。

また、保育士への処遇改善へ支払われるかということですが、この補助金は、保護者が支

払うべき費用の全部または一部を助成するものであるため、処遇改善を目的としたものではないと考えています。しかし、この補助金には、延長保育の実施に必要な経費として人件費及び光熱水費や消耗品などの諸経費も含まれております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

そしたら、この金額自体、その使い道は、支給された園がその運営状況に応じて、例えば、園児の数、延長保育をこのぐらい延ばさなければいけなくなった分の費用として事業所が受け取る金額という認識でよろしいんですかね。そこに人件費等も加味はしていると先ほどおっしゃったので、その人件費とか光熱費というところ、例えば、今回人件費ですが、処遇改善には当たるものではないということなんですけれども、その違いといいますか、ちょっとニュアンスが給料として入るものなのか入らないものなのかというところが少し分かりづらかったので、もう一回そこを詳しく御説明いただけますか。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

お答えいたします。

この延長保育の事業を実施するために必要な経費として、園のほうにお渡しするものになります。

まず、これは補助金ですので、補助金の申請をいただきまして、それに対して市が交付決定を行い、その後、実績——変更がある場合は変更申請、実績報告をいただきます。その実績報告の中に、その延長保育に必要な部分として人件費や光熱水費などを挙げて報告をしていただいております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

そしたら、その人件費とか、光熱費が、園として使う金額なので、その人件費については保育士さんの給与という形じゃなくて、それ以外の法定福利厚生に係る費用というふうに見とっていいんですか。そこがちょっと分からなかったのです。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

お答えいたします。

実績報告で人件費ということで上げていただいていますので、その分は園のほうから職員
のほうに人件費を支払っていただいているということになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは続きまして、主要な事業の説明書で6ページの分です。認定こども園等整備事業
です。よろしくお願いします。

合同常任委員会でも御説明いただきましたけれども、まず、工事の進捗率が遅れた理由を
もう一度御説明をお願いします。

それと、今回法改正による補助額の引上げということで御説明いただいたんですけども、
その分について、工事の進捗に応じて引上げ額に補助額が加算されるというふうに理解して
いいんでしょうかというのが2点目です。

3点目は、担当課としてこの事業を行うに当たっての工事進捗状況を把握して、対象の園
に対して状況調査などを行われているか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

お答えいたします。

まず、1点目の工事進捗が遅れた理由ですが、これは、物価高騰による資材価格や労務費
の状況に伴い、認定こども園の設置主体である法人では、当初の基本設計と工事見積書に大
幅な金額の差が生じ、設計の見直しや仕様書の変更など、減額対策に時間をかけられたこと
により、工事開始に遅れが生じたためです。

2点目の、補助額の引上げ分は、工事進捗率に応じて引上げ額に加算されるかというこ
とですが、こちらは、当該年度の交付額は工事全体の交付額に当該年度の進捗率を乗じて算出
することとなっております。

また、複数年度事業の場合の2年目以降の交付金算出に用いる補助基準額は、当該年度の
補助基準額で差し支えないとなっておりますので、令和6年度の交付額は、引上げられた補
助基準額と令和6年度の進捗率92.54%を用いて算出をしております。進捗率92.54%には、
令和5年度から令和6年度に繰越しした22.54%も含まれております。

3番目の質問ですが、担当課は、工事進捗状況を把握して状況調査など行われているか
というところですが、工事進捗率の歳出は交付対象となる工事の出来高、金額ベースで算出
することとなっております。そのため、対象園には工事着工時及び進捗状況によって書類の提

出を求め、確認を行っております。

また、予定の進捗率に達しそうにない場合や超えそうな場合は、事前に国との変更協議を行った上で変更交付決定を受ける必要がありますので、対象園にも工事に変更が生じたときは市へ連絡するように依頼をしております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

そしたら2回目の質問なんですが、今回は、予算で見ていくと、国の改正によって補助額が引き上がったことで新たにこの市債の530万円と、一般財源から151万5,000円が歳出、されているんですけれども、結局先ほどの御説明でいうと、工事の進捗率に遅れた分も加味されて、補助額の改定も加味して、結局、金額が、予算が増えましたという、ことで私理解したんですけれども一応それで、よろしかったですかね。

そうすると、今回のお話でいうと、進捗率が悪い理由についても当初の設計とか大幅な差異が生じたり、設計の見直し等があつて、その減額対策にも時間がかかったという理由は分かるんですけれども、工事業者さんの資材の購入とか、そういったところの契約上の責務はどうなるのでしょうか。国とかの規定が変わったので、補助率が上がったので支出が増えるということは理解できたんですけれども、変な言い方、遅れても、後から理由をつければ補助額に乗じて加算できるよというふうに私は今の条件だと認識したんですけど、そういったところはどんなんでしょう。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

お答えいたします。

この進捗状況が遅れた理由というのが、法人側のものではなく、物価の高騰とか、そういうところになってまいりますので、その辺につきましては、確かに国への申請のときにも厳しく審査をされます。そこのところで理由書をつけて、必要な書類などもつけて、そして、申請が通ったということになりました。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

市としての管理体制として、そういった状況というところは理解しました。

嬉野市保育所及び認定こども園等整備事業費補助金交付要綱があると思うんですけれども、

この第7条を見ると、「補助事業者は、補助事業遂行の状況に関し、市長の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。」というふうな内容になっていましたので、現状は、やっぱり市から聞かないと出てこないものなんでしょうか。それとも、その状況に合わせて、向こうから積極的にそういう予定と違う場合は、状況が変わった場合ですよ。そういうのを都度都度請求することが市はできると思うんですけど、事業者側からも出すようにはなっているんでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（牧瀬玲子君）

お答えいたします。

法人側からも、変更が生じたときには連絡をいただくように当初説明をしております。着工時には必ず報告をすることと、あと、期限を定めて進捗状況についての報告を求めていますし、こちらが求めなくても、園側のほうで変更が生じた場合には連絡をいただくようにしております。

今回の分につきましても、ちょっと計画どおりに行かないようだとということを法人側のほうから連絡をいただいたところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、32ページ、3款．民生費、3項．生活保護費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出3款の質疑を終わります。

次に、33ページ、4款．衛生費、1項．保健衛生費から、35ページ、4款．衛生費、3項．上水道費について一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出4款の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで14時20分まで休憩いたします。

午後2時9分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

休憩前に続きまして、議案質疑の議事を続けます。

次に、36ページ及び37ページの6款．農林水産費、1項．農業費について質疑の通告があります。

3目．農業振興費について発言を許可します。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、補正予算書の36ページ、3目の農業振興業費、18節、負担金、補助及び交付金、さが園芸888の件でお尋ねをします。

4万1,000円の補正で、主要な事業の説明書は7ページに記載ですけれども、この開葯器というのが説明があったかと思えますけれども、この開葯器の説明をもう一度お願いしたいということと、開葯器は1台どれぐらいの価格なのか、そこまで踏まえての説明をいただければ幸いです。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（植松英樹君）

お答えいたします。

簡単に言えば花粉を取り出す機械になりますけど、詳しく言いますと、植物の雄しべと雌しべがありますけど、雄しべの先っぽが葯という花粉が入っている箇所になります。名称のごとく、開く葯の器といって、その開葯器は今度購入するのが、1メートルぐらいの四角いショーケースみたいな棚があって、11段と2列あって、それに植物の雄しべと雌しべを交配することで実をつけるけんですよ、それが受粉といいますので、今回キウイフルーツの農家の方が購入ということでもありますので、確実に実をつけさせるために、人の手で受粉作業を行っております。

それで、金額については40万7,000円ということになります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

ありがとうございました。今回4万1,000円の計上ということで、これは負担金で計上されていらっしゃるんですけども、負担金に関しては、窓口が鹿島市なのでということで負担金を支出ということで書いてあるんですけど、これは、市の補助金対応でできなかったのかというのをちょっと単純に思ったので、その理由、負担金の計上をされた理由をお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

農業政策課長。

○農業政策課長（植松英樹君）

お答えいたします。

このさが園芸888整備支援事業について取り組むに当たって、鹿島市良質花粉組合というのを介して県に申請して、それが、受益者が鹿島の——全部で3人いらっしゃって、そのうち受益者2名が鹿島市、それで1名が嬉野の方ということで、申請自体が鹿島市のほうから

県のほうに申請をされております。それについては10分の1の4万1,000円の分を負担金として嬉野市から鹿島市のほうに支出するという、そういった流れになっております。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

次に、9目、農業農村整備費について順次発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

では、指定農道維持管理事業780万円についてお尋ねいたします。主要な事業の説明書では9ページになります。

こちらですけれども、予算780万円のうち、指定農道五町田中村線水位計とありますけれども、水位計と電光表示板設置の内訳をまずお伺いいたします。

それと、説明の中では、これまで鹿島市と共同で対応されていたとお聞きしましたが、今回の事業は嬉野市だけの事業でしょうかということ。

3点目、これまでこの対応としては時間外でも対応されていたということですので、このような箇所がほかにも市内にはあるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

農林整備課長。

○農林整備課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

まず1点目の、内訳ということですので、水位センサー、こちらのほうが諸経費を含みで190万円、電光表示盤のほうが、同じく諸経費込みで520万円、合計710万円で、あとは消費税ということになります。

2つ目の、鹿島市との対応ということなんですけれども、今回の設置箇所につきましては嬉野市内の分の五町田中村線に対する工事ですので、嬉野市の単独事業となります。ただ、鹿島市側は市道のほうになっております。そちらにつきましては、同じような電光表示を計画されているというふうに聞いております。

3点目ですけれども、このような場所はほかにもということなんですけれども、農林整備課で管理しております指定農道につきましては、ほかにはこういった箇所はございません。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

これまでは鹿島市との共同でされていて、今回は嬉野市のところなので、市単独の事業ということと、あと、鹿島市はどのように対応されますかということをお尋ねしようかと思っていたんですけれども、鹿島市さんも電光掲示板を今回設置されるということですかね。

あと、このような箇所はほかにもないということですから——分かりました。大丈夫です。

○議長（辻 浩一君）

農林整備課長。

○農林整備課長（松尾憲造君）

鹿島市さんは今回されるというふうにおっしゃいましたけれども、今後こういったことを計画されているということでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

じゃ、鹿島市さんは電光掲示板の設置を今後計画されるということですから、これまででは、交代か何かでずっと巡視されていたということではないんですかね。

○議長（辻 浩一君）

農林整備課長。

○農林整備課長（松尾憲造君）

これまでは、嬉野市は農林整備課になりますけれども、鹿島市は市道ですので、建設課のほうを担当となっております。双方連絡を取り合って、片側だけ通行止めにしても危険ですので、時間を合わせて同時に通行止めをかけるというような作業を共同で行ってきたということです。

鹿島市さんの計画につきましては、鹿島市の予算というものもございますので、現在のところ予定をされて、計画をされているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。

次に、諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

私も、同じく9目の農業農村整備費の工事請負費の件で指定農道維持管理事業の780万円に関してお尋ねします。

事業費の積算内訳に関しては先ほども説明していただきましたので、結構です。

水位モニタリングの設置と電光表示の設置の考え方、具体的にどのような設置を考えられているのか、まずお尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

農林整備課長。

○農林整備課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

指定農道五町田中村線につきましては、資料で提出しておりましたけど、下段の写真のほうにありますように、大雨のときに、隣接している農地、田面のほうから水があふれ出して道路が冠水するということになっております。

これまでは、鹿島市さんと連携をいたしまして現場確認を行って、看板を設置して通行止めというところを行ってまいりました。ただ、昨今この頻度が多くなってきている。また、台風、強風時、看板を立ててもやはり危険ということで看板を立てることもできない。夜間時にも、どうしても通行止めの看板を目立たせることができないということで、今回計画をしたところでございます。

計画といたしましては、水位計自体を一番浸水をする箇所に設置して、その水位がどれだけ上がってきたかということをモニタリングしていくと。既定の水位に達した場合に職員のほうに自動で通報が参るようにすると。職員のほうは、その通報を受けて電光表示盤のほうに遠隔操作で、まずは事前に冠水注意の段階、危険水位まできたら通行止めの表示というふうな切替えを遠隔作業でできるようにやっていくというものでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

ある程度イメージを理解しているんですけども、この水位モニタリングシステムというのは、1か所常設されるのかどうかというのと、詳しい資料をありがとうございます、見ているんですけども、電光掲示板は、これは埋立てなのか、可動なのか。

あと、この電光表示盤の位置が、今この地図上で福富と書いてある、丸で囲んであるところなんですけれども、ここに1か所だけお考えなのか。ほかにも、迂回路等を考えた場合には、ほかにも要るのかなと私は思うんですけども、そういった場合の考え方はどのように考えられているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

農林整備課長。

○農林整備課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

まず、水位計については常設という形で、一番浸水している箇所に設置したいというふうに考えております。

電光表示盤につきましても、可動できるものではなくて、永久的に設置するというふうに考えております。

その設置箇所につきましては、今の位置図では福富の交差点のところを挙げておりますけれども、今後どこが場所が一番ドライバーにとって分かりやすく迂回がしやすいのか、その辺りは警察とも協議をしながら最終的に決定をしていきたいというふうに考えております。

現在看板を立てているのは、もう一個手前の信号のところに看板を立てさせていただいておりますけれども、そうすると信号とダブって見えやすい、見えづらい、迂回がやりやすいというところも警察とも協議しながら、最終的な決定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

3回目ですけれども、電光掲示板等も埋立て常設になるということで、これは電源等がどうなっているのかというところもちよっと気になったので、お尋ねをします。

それともう一点、この管理なんですけれども、休日、夜間、先ほど職員がということで説明がありましたけれども、統括責任者が誰か置いて、そこが規制になるので、警察等との連携も図らなければならないのかなと思うんですけれども、その辺の有無、調整等の運用の仕方まではどのように考えられているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

農林整備課長。

○農林整備課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

まず、電源のお話ですけれども、こちらは太陽光の電源を使って蓄電をして、直接電線を引くということはありませんので、停電時でも活用ができるというふうに考えております。

あと、管理につきましては、実際、通信を使いますので、そちらの費用というのは今後発生はすることになりますけれども、一応職員、担当の課員が複数で受診するように考えております。その中で優先順位をつけながら協議をして、通行止めとかの判断を行っていくということになります。

あと、警察につきましても、現在でも通行止めを行った後、警察のほうに通行止めを何時何分開始しましたというような連絡を入れておりますので、そういった形は同様に取っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、38ページ、6款、農林水産業費、2項、林業費について質疑の通告があります。

1 目．林業総務費について発言を許可します。山口卓也議員。

○5 番（山口卓也君）

これについて合同常任委員会で説明があったと思うんですけども、詳しく説明を聞きそびれていましたので、改めて説明をお願いいたします。

内容的には令和 7 年度の採択に向けて林野庁に申請を行うということだったんですけど、その内容について改めてお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

農林整備課長。

○農林整備課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

令和 7 年度から林道の新規事業として、現在、林道多良岳横断線についてその危険箇所がございますので、そちらの局部改良工事を計画しているところです。7 年度の新規事業採択申請ということで、新規事業採択要件の審査、新規事業効果指数の審査、概略設計工法、このような審査の内容があります。

林業の行政につきましては、国のほうの出先機関というのがございませんので、直接、林野庁のほうに出向いて審査を受けて申請を行うという流れになっております。こちらの審査につきましては、県のほうも同行しながら行っていくということでございます。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

よかですか。

これで歳出 6 款の質疑を終わります。

次に、39 ページ、7 款．商工費、1 項．商工費から 44 ページ、9 款．消防費、1 項．消防費までについて一括して質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出 7 款、8 款及び 9 款の質疑を終わります。

次に、45 ページ、10 款．教育費、1 項．教育総務費について質疑の通告があります。

2 目．事務局費について発言を許可します。山口卓也議員。

○5 番（山口卓也君）

教育環境支援基金 420 万円ですけれども、この基金の条例とかいろいろ見ていたけれども、教育環境支援基金、こういったものはどういったもので活用をしていくものなのか、そういったことをお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えいたします。

今、山口卓也議員がおっしゃったように、この基金につきましては教育環境支援基金条例を制定されておりまして、その中で定められているのは市内の小・中学校の児童・生徒の教育環境の整備推進のための活用ということが定められております。まだ具体的な内容についてはこれからの検討になっていきます。

そして、今回の寄附につきましては、寄附の条件といたしまして、地区PTA協議会と教育委員会との包括連携協定の内容に沿った事業に使うことを条件とされております。

この包括協定と申しますのが、児童・生徒の健全育成や家庭、地域、学校の連携を図り、教育の充実発展に寄与することを目的とした協定となっております。

この基金条例の目的、そしてこの協定、寄附の条件、いずれにしても、児童・生徒にとってよりよい環境となるように、より有効な活用方法についてこれから慎重に検討をしていくものでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

今後、こういったこの420万円の活用については具体的に検討をしていくと、要するにため込んだままじゃなくて、支出も、具体的な内容とか検討して支出していくということでしょうか、確認です。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

具体的なものにつきましては、これからじっくりと慎重に検討をさせていただくこととしております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。

次に、水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、学校施設バリアフリー化改修（嬉野小）……（「違う」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、教育環境支援基金でした。失礼しました。

これは先ほどの答弁で理解しましたので、取り下げます。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

次に、46ページ、10款、教育費、2項、小学校費について質疑の通告があります。

1 目、学校管理費について発言を許可します。水山洋輔議員。

○1 番（水山洋輔君）

学校施設バリアフリー化改修（嬉野小）です。主要な事業の説明書は10ページの分です。

まず、これにつきまして国庫支出金について、当初からの減額理由を伺うということで通告を上げています。

2 点目がアスベスト塗料の飛散防止策が必要ということですが、工事工程への影響をお尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えいたします。

国庫支出金につきましては、これは、令和6年6月に国庫補助金の交付決定を受けまして、9月の議会で減額の補正を行ったものでございます。

この国庫支出金が減額となった理由といたしましては、事業の内容自体は大きな変更はないのですが、国庫補助金を国が決定をする際に実事業費を基として算定された額ではなく、国が定める配分基礎額を基に算定された金額が採用されたものでございます。

国の定める配分基礎額は実額からかけ離れたちょっと低いものとなっております、そちらの低い金額が採用されたことになり、減額となっております。

次に、アスベスト塗料の工事の影響でございますが、まず、大気汚染防止法の改正によりまして、令和5年10月から資格者等による事前調査の実施というものを義務づけたことによりまして、今回の工事箇所の壁にアスベストを含んだ塗料が使用されているということが判明したものでございます。

工事をする際は、飛散防止策として作業場所にビニールシートや仮設間仕切りなどで囲って、飛散がしないように養生を行う必要がございます。また、その除去をした後は、その養生を解く前に、作業内の清掃や特定粉じんの処理を的確に行う必要がございます。このような手間が増えることがありまして、この養生をするということで工程がやはり増えてはまいりますので、工事期間もこの影響で1か月程度、2か月ぐらいは延びる可能性があります。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1 番（水山洋輔君）

承知しました。補助率が下がった理由は、ごめんなさい、私そのとき見落としていました。失礼しました。

ただ、国が決定する配分基礎額の件でいうと、実際の必要な額から離れているというのが

大分ちょっと引かかるなと思って今聞きました。そういったところの配分、算定基礎額の見直しとかというのは、担当課ですとか市からは、そういったところを市にこういう現状と全く違う状況であれば、要望とか要求とかというのはされていたりはするのでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えいたします。

この問題につきましては、他市町も同じような状況でございます。県とか期成会などからも単価の見直しについては要望が出されているところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

ぜひ、早急に見直しをしていただかないと、恐らくどの市町でもこういった小学校施設の長寿命化等の課題で出てくると今後ますます財政的な負担も出てくると思いますので、担当課をはじめ、教育長ですとか、市長も尽力していただくようにちょっと頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（辻 浩一君）

答えはなしでよかですね。（「今のは要望なので」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

次に、47ページ、10款．教育費、3項．中学校費から49ページ、10款．教育費、5項．保健体育費までについて質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで歳出10款の質疑を終わります。

次に、50ページ、11款．災害復旧費、1項．農林水産施設災害復旧費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。質疑を終わります。

次に、51ページ、11款．災害復旧費、3項．その他公共施設・公用施設災害復旧費について質疑を行います。

1目．その他公共施設・公用施設災害復旧費について発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

下不動地区法定外道路復旧事業500万円についてお尋ねいたします。

こちらは合同常任委員会で説明はありましたが、再度詳細をお聞きしたいと思います。

まず1つ目、法定外道路が復旧事業として選定された理由をお伺いいたします。

それと２点目に、復旧事業の総事業費と受益者負担額をお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えをいたします。

まず、この復旧事業として法定外道路を選定された理由ということでございますけれども、これまで里道等の法定外公共物の保守、修繕に関しては原則として各地区にお願いをしております、これに関する維持補修のための補助制度はございますけれども、大規模な形で災害復旧費を使つての事業は行っておりませんでした。しかしながら、今回のケースにつきましては、工事の規模ですとかその必要性を勘案して、私どもで所管しております災害対策費ではなく単独費にはなりますけれども、新たに災害復旧事業費の項を設けまして、その他、公共施設・公用施設災害復旧費ということで項を設けて実施をすることといたしました。

それから、受益者負担に関してなんですけれども、こちらの総事業費は今回500万円ということで計上しておりますけれども、この事業が単独での事業で農林、あるいは公共土木の災害復旧事業のような補助事業には該当しないということで、財源は一般財源として歳入は計上しておりません。したがって、受益者負担金はないという事業でございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

これまではこういうケースはなかったんですけど、大きな災害ということで、こういうような事業がされますということですが、今回資料として嬉野市災害等により被災した民有地等の処理に関する要綱というものを資料で頂いていますけれども、こちらは、まず、この災害があつてから要綱が作成されたものなんではないかというお尋ねと、これまではこのようなケースはなかったと理解してよろしいのでしょうか。今回、この要綱を基に、どういったことが該当するからこれを事業としてされたかということも含めてお伺いいたします。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えをいたします。

この要綱につきましては、今回、今年の7月の大雨で該当箇所が被災をされたことに起因しまして、制度を設けたところでございます。

これまでは、こうしたケースは、例えば、公共物が崩れたりしてするケースが多かったと思います。しかしながら、今回の場合の特殊なケースは、実際にお住まいの住宅に被害を与

えて、大きな石が家にかかったりとかして非常に生活安全上での危険性が高いということで、これは今までそういったケースはなかったと判断しておりますけれども、今回の場合の特殊性としてはそういったケースがあります。そのために、この要綱を作成いたしまして、対応することとしております。

今回の対応につきましては、土砂の撤去だけではなく、実際にこの後、大きな雨が降ったらさらに崩れてくる可能性があるということで、補修までも含めての形となっております。

その要綱の中身としましては土砂の撤去のみならず、復旧に関して、第4条のところに「市が復旧を行うものは公有地であって災害等により崩壊した部分とする」と、こういった条項もございますので、復旧部分もこの要綱をもって実施をするという形で行う予定でございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

これまでの私の認識では、先ほど課長が申されましたように、里道とかというものの災害等に関しては地元がするということで理解していたんですけれども、今回は500万円の事業で受益者負担がないということでした。というのが、被害に遭われた方の持ち物じゃないということで、そういうふうに受益者負担がないということで、例えば、崩れたところが自分とこの畑とか云々だったら本人さんのあれと思うんですけれども、そういったところではないというところで制定されたと思うんですけれども、そこもお伺いしたいのと、あと、今後同じようなケースがあった場合に、どういったところでこの要綱の判断になるんでしょうか、最後にお伺いします。

○議長（辻 浩一君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えをいたします。

今回のこの事業につきましては単独ということで申し上げましたけれども、そうした災害復旧事業、崩れたものが公共物であること、崩れた先が個人の財産であったこと、そういった条件がありますので、いわゆるその分担金が必要な事業には該当しないということです、その土砂を撤去すること、それから、そこのある程度の復旧、そこまでを市のほうで持つという形になってまいります。

今後の適用ということにつきましては、被災した箇所が公共施設であること、もう一つは、実際にお住まいの方の生命に危害を及ぼすおそれがあること、そういったことを勘案して、ケース・バイ・ケースで判断していくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

質疑を終わります。

これで歳出11款の質疑を終わります。

次に、5 ページ、第2表 継続費補正について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで第2表 継続費補正の質疑を終わります。

次に、6 ページ、第3表 繰越明許費について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで第3表 繰越明許費の質疑を終わります。

次に、7 ページ、第4表 債務負担行為補正について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで第4表 債務負担行為補正の質疑を終わります。

次に、8 ページ、第5表 地方債補正について質疑を行います。

質疑の通告はありません。これで第5表 地方債補正の質疑を終わります。

これで議案第79号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を終わります。

次に、議案第80号 令和6年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第83号 令和6年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの4件の議案について質疑の通告はありません。

これで議案80号から議案第83号までの質疑を終わります。

次に、議案第66号 嬉野市下水道使用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を行います。

質疑の通告があります。議案第66号について発言を許可します。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、議案第66号 嬉野市下水道使用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について質疑を行います。

通告書では2項目挙げさせてもらっております。

まず1項目めが、現在の下水道の接続率をお尋ねいたします。

2点目に、使用料の改定と両立した下水道の接続率を上げていく取組というものをどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（森 尚広君）

お答えいたします。

下水道の接続率ということでございますけれども、農業集落排水につきましては81.65%、公共下水道については61.56%、浄化槽につきましては100%ということで、接続率はなっ

おります。

続きまして、接続率を上げていく取組ということでございますけれども、接続率につきましては年々増加しておりまして、これまでと同様に、接続勧奨の通知等を送付するなどして加入促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

承知しました。2回目の質問なんですけれども、今回この条例改正に伴って水道料の利用料が上がるということで、結構大口の利用者さんとなると、その利用者さんの負担というのも大分大きくなってくると思います。一般の利用者さんについてもおおむね30%ぐらいの利用料の増額ということで伺っていますけれども、そういったところの説明ですとか、実際に大口の利用者さんというのが今市内にどのぐらいあるのか、そこら辺も分かったら教えていただきたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（辻 浩一君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（森 尚広君）

お答えいたします。

大口の使用者の数というのが今資料を用意しておりませんが、大口の方には、別に通知文を送付いたしまして周知を図ってまいりたいと考えております。

今現在、下水道法によつては、加入されていなくても罰則規定とか何もございませんけれども、そういったところも、これからこういった形で大口の方の加入を増やしていくかということにつきましては、課内、また今回、下水道使用料の改定のアドバイザーである方に御相談しながら、勉強させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

接続率を上げていくというところが、大口の方だけではなくて、今接続されている人たち、下水道の利用者の方々に、条例改定による価格改定というところでやはり大きな負担があると思いますので、市としては今後、もちろん議決すれば、そういったところの説明はもちろん市の広報等を通じてされるというふうに思っているんですけれども、そういったところをまずやられるのかというのが1点、全体的に広報を通じてですね。

それと、大口の方には別途通知をとということだったんですけれども、やはりもっとこう

いったところの理解を得るためには、慎重に丁寧に説明をしていくことが重要かと思いますので、そういったところの考え方をもう一回伺いしたいと思います。通知だけではなくて、より理解をしていただければ、料金が上がることに對しての理解を深めていただくということは非常に重要だと思いますので、そういったところのお考え、今後の通知の仕方を含め、もう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（森 尚広君）

広報につきましては、御承認いただいた後は、ホームページ、行政区の回覧等を行いまして、丁寧に説明していきたいと思っております。料金を上げた理由等を丁寧に説明を入れて、説明文書の配布を考えております。

大口の方には、今回の改定で、県内10市の中では料金が8番目ぐらいだったんですけれども、改定をしましてもトップスリーになったわけではなく、改定して5番目、6番目というようなところでございまして、いろいろな現状、理由がございますので、そういったところで、鹿島市さんも今まで一番安うございましたけれども、この前の新聞では、うちと同様の、予定している額に近いところということでございます。当課としましても、丁寧な説明、これまでの経緯、20年ほど料金を上げていなかったということと、あと、国の社会資本整備交付金、この交付金の対象となるには要件がございます、嬉野市は現在1立方メートル当たり147円と、1世帯当たり20立方メートルの使用料では2,700円をおいただきしていた状況でございます。国の指導によりますと1立方メートル当たり150円以上は取りなさいよと、一般家庭で月額20立方メートルでは3,000円以上、これは税抜きですので、税込みますと3,300円以上はおいただきしなさいというような指導も受けております。経費回収率80%をクリアしなさいというような指導も受けておりますので、今回の改定によりますと80%をクリアになるということを見込んで改定をさせていただいております。

あと、施設の老朽化、インフラ整備、これもそういった時期に来ております。議員も御承知とは思いますが、毎議会ごとに環境下水道課から整備の補正を上げている状況でございますので、そういったところも原因で上程をしているところでございますので、今から丁寧な説明、そして広報文を利用して説明してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

これで議案第66号の質疑を終わります。

次に、本日追加した議案第84号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）及び議案第85号 建設工事請負契約の締結について並びに発議9号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について及び発議第10号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について

の質疑を行います。

通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。

それではまず、議案第84号 令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないようですので、これで議案第84号 令和6年度嬉野市一般会計予算（第6号）についての質疑を終わります。

次に、議案第85号 建設工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

議案第85号につきまして質疑をさせていただきます。

この入札額ですけれども、これは現段階においてはあくまでもベースといいますか、入札の金額で庁舎を建てる金額が決まったというふうに私は理解しているんですけれども、今後の物価上昇ですとか、人件費の上昇ですとか、そういったところについては、これとはまた別に都度補正予算を組まれて、状況に応じてやられていくという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

議員御発言のとおり、現状での入札結果による契約ということで現在仮契約、先ほどお示しをした額での契約を行っているところです。

今後、工事の約款等もございますので、これに準じて変更、増減があると考えられますので、対応してまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

契約の中身に応じて増減はあるかと思いますが、あくまでもこれは庁舎の本体工事の入札額ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

議員御発言のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特にないようでありますので、これで議案第85号 建設工事請負契約の締結についての質疑を終わります。

次に、発議第9号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

登壇をよろしくお願いいたします。

それでは、発議第9号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないようですので、これで発議第9号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑を終わります。

次に、議案第10号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないようですので、これで議案第10号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則についての質疑を終わります。

降壇ください。

以上で本定例会に提出された議案全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では12月11日も議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了いたしましたので、11日は休会にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、12月11日は休会することに決定をいたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後3時8分 散会